

内部統制システムに関する基本方針

1. 当社グループにおける取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役・使用人の職務執行にあたり、法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範として、『社内倫理規程』をはじめとするコンプライアンス体制に係る諸規程を整備し制定する。

(2) 当社グループ全体のコンプライアンス・リスク管理を横断的に統括する機関として、当社代表取締役社長を最高責任者とする『コンプライアンス・リスク管理委員会』を設置し、コンプライアンス状況、リスク管理体制の監視、役職員への教育等を行いその徹底を図る。『コンプライアンス・リスク管理委員会』は、重要な問題をグループ横断的に審議し、最高責任者経由で取締役会及び監査役に報告する。

(3) コンプライアンス・リスク管理に関する統括責任者を管理本部長とし、『コンプライアンス推進規程』を定め、総務部が当社及び当社グループ全体のコンプライアンスに係わる諸規程を整備し、統括的に管理する。

(4) コンプライアンス・リスク管理委員会は、必要に応じて監査役及び会計監査人とも意見・情報を交換する。また、顧問契約を締結した顧問弁護士から経営の意思決定や日常業務に関するコンプライアンス、リスク管理に関してのアドバイスを受ける。

なお、法令上疑義のある行為等について使用人等が直接情報提供を行う手段として『公益通報者保護規程』に基づくホットラインを設置、運営する。

(5) 当社グループの海外拠点については、現地の法規制等についての随時の相談、アドバイスを求めることができるコンプライアンス体制を整備・運用する。

(6) 代表取締役社長が、内部監査室を直轄し、独立性を確保する。内部監査室は、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告する。

(7) 反社会的勢力には、毅然とした態度で対応するものとし、一切の関係を持たない。

また、反社会的勢力排除に関する基本方針を『社内倫理規程』に定め、コンプライアンス研修等により、ベスト電器グループ全社員に周知徹底する。

2. 取締役の職務の執行に係る文書及び情報の保存・管理に関する体制

(1) 取締役は、その職務の執行に係る文書その他の重要な情報については、文書管理規程及び情報管理規程に基づき、これを適切に保存し、管理する。

(2) 文書管理規程の統括責任者は総務部長、情報管理規程の統括責任者は経営企画部長とし、文書、情報の保存及び管理は所管部門で行うものとする。

(3) 取締役及び監査役は、両規程に従いこれらの情報も閲覧できるものとする。

3. 当社グループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティなどのリスクについては災害対策規程や情報管理規程の他、それぞれの担当部署で規則の制定、マニュアルの作成・配布、研修等を行うものとする。新たに発生したリスクについては、速やかに担当部署を定める。

(2) コンプライアンス・リスク管理統括責任者の基、『リスク管理規程』を定め、経営企画部がリスクに係る諸規程を整備し、当社グループ全体のリスク管理体制を統括的に管理する。

4. 当社グループにおける取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社グループ全体の中期経営計画及び当社の年度事業計画は、当社取締役会において審議決定し、グループ各社の年度事業計画は、それぞれの取締役会において、審議決定する。

(2) 担当取締役はその目標達成のために部門ごとの具体的目標の設定、予算の配分などによる効率的な達成の方法を定める。その進捗状況については取締役会、代表取締役を含む常勤取締役及び議長が指名する担当者に構成される経営会議（以下、「経営会議」という。）に報告され、改善策を実施する。

(3) 業績管理は、月次、店舗別、商品別など詳細な分析管理を行う。

(4) 当社は、『取締役会規程』に基づき定例取締役会及び臨時取締役会において重要事項の審議を行う。また、定期的に行われる経営会議にて取締役会審議事項以外の決定及び取締役会への付議事項の検討を行う。その審議決定事項の徹底を図るため、代表取締役社長を議長とする経営政策会議を部長及び子会社社長以上の出席で定期的を開催する。

5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、月1回、当社及び当社子会社の取締役、監査役が出席する関連会社取締役会を開催し、当社子会社において重要な事象が発生した場合には、子会社に対し当該会議における報告を義務付ける。

(2) 各子会社を統括する関連企業管理室長を『コンプライアンス・リスク管理委員

会』のメンバーとし、各子会社においても当社グループの一員としてのコンプライアンス及びリスク管理体制を構築するとともに、各社特有のコンプライアンス、リスク等の環境に対応する。子会社社長はコンプライアンス、リスク管理推進担当者として、コンプライアンス、リスク管理の指導・推進・相談を行い、当該責任者の責任と権限のもとで、その管理体制を構築・運営するものとする。

(3)当社グループの各子会社における監査は、各子会社監査役と内部監査室が連携し実施する。その結果を代表取締役社長及び監査役に報告する。

(4)当社は、親会社との間で、企業グループとしての業務を適切に行いその社会的責任を全うするために必要に応じて、親会社に対し、当社の経営情報を提供し、また、親会社の内部監査部門との連携も行う。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1)当社は、監査役室を設置し、監査役の職務を補助すべき使用人として、適切な人員配置を行う。

また、当該使用人は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。

当該使用人の人事異動・人事評価等については、監査役の意見を尊重するものとする。

7. 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

(1)取締役及び会計参与並びに使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼすコンプライアンス・リスク管理委員会の審議事項、内部通報の状況、内部監査の状況に関する重要事項について、その内容を速やかに報告する。

また、当社グループの公益通報者保護規程において、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いの禁止を明記する。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(1)監査役が、その職務を遂行するために必要と判断したときは、弁護士・公認会計士・税理士等の専門家に意見を求めることができ、その費用を会社に求めることができる。会社は、監査役の職務の執行に必要でないと思われるときを除き、これを拒むことができない。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、経営会議、経営政策会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する情報を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることが出来る。

また、監査役として当社の会計監査人から会計監査内容の報告を受けるとともに、監査に関する情報の交換を定期的に行う。代表取締役社長は、監査役の監査が実効的に行われるよう、職務執行に関し、監査役との意見・情報交換に努める。

10. 財務報告の適正性を確保する体制

(1) 代表取締役社長は、当社及び当社グループの財務報告の信頼性を確保するため社内諸規程、会計基準、その他関連法令を遵守し、社内体制を整備するとともに、その有効性を定期的に評価し、その結果を取締役会及び監査役並びに監査法人に報告する。

以上

| | |
|----|-------------|
| 制定 | 平成18年5月20日 |
| 改訂 | 平成22年10月20日 |
| 改訂 | 平成25年8月23日 |
| 改訂 | 平成26年4月23日 |
| 改訂 | 平成27年4月15日 |
| 改訂 | 平成29年9月1日 |